

第3回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成29年6月9日（金）午後6時30分～8時00分
2. 会場 防府市役所 4号館3階 第1会議室
3. 出席委員 6人（欠席：2人）
4. 傍聴人 2人
5. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

防府市自治基本条例運用状況の検証

- ・防府市自治基本条例施行後の市の取組状況について
- ・防府市自治基本条例の見直しに関する提言への対応状況について

○事務局

定刻になりましたので、第3回防府市自治基本条例推進協議会の会議を開催します。
まず始めに、資料の確認をお願いします。

「防府市自治基本条例 市の取組み状況」というA3横の資料、右肩に第3回資料No.1と付番しております資料。それから「先進地視察実績（平成26年度～28年度分）」A4の資料と「平成28年度 「市民の声」について（公表分）」と「平成25～27年度 「市民の声」について（公表分）」のA4の資料です。

また、本日の協議会のご案内にも載せておりましたが、前回お配りした「提言への対応状況」A3の資料ですが、こちらも前回に引き続いて使用いたします。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

本日の協議会においては条例の運用状況を検証していただくこととしております。前回に引き続きまして、条例に沿った運用がされているか、規定内容が時代や社会情勢に対応しているかというところにポイントを置いていただき、課題の洗い出しを行うため、様々なご意見等をいただきたいと思います。また、新しい条文の追加等のご意見もありましたらお願いします。

それでは、ここからの進行を委員長、お願いいたします。

○委員長

まずは、前回資料に関する修正点と新たな資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局

「防府市自治基本条例 市の取組み状況」A3資料については、取組み状況について追加で記載し、追加箇所が分かるように字体を変えております。前回までに検証が終了した条文一つひとつについての

説明は省かせていただきますが、質問箇所について個別に説明いたします。

まず、C委員から資料の2ページ、第8条第3項の議会報告会の開催について、議会概要報告会と議会報告会については自治会連合会と防府市議会とで協定を結んでいるのでそれを基にというところを入れて分かりやすくするようにとのご意見をいただきましたので、取組み状況に記載したほか、議会概要報告会についても記載を加えています。

続いて第10条第2項の先進地視察についてですが、取組み状況の資料でお示ししているのは各課の所管事務ではなく、市全体の課題に対して職員が自発的に行う先進地視察に対する助成制度の利用状況ということでした。資料「防府市先進地視察実績（平成26年度～28年度）」では、各部署で行った先進地視察の実績について、過去3年分を一覧でお示ししています。

また、市広報の編集方針の変更等の取組みを表すものがあるかについては、資料の3ページ、第15条第1項に追記しています。平成25年から平成28年までの編集方針等について、紙面を増やす等の大きな変更はありませんでしたが、随時、記事の並びを工夫する等の紙面への工夫は継続して行っております。平成29年4月1日号からは市民意見を取り入れ、紙面の端に「防災」、「イベント」、「議会」等のインデックスを配置しています。また、28年度には各自治会長を対象に市広報の配付回数や、内容の拡充を希望する項目等についてアンケートを実施しました。アンケート結果は29年度以降、紙面に反映していく予定です。

最後に、第17条第2項の提言箱に寄せられた意見から政策に取り入れた件数については、資料『「市民の声」について』をご覧くださいと思います。「市民の声」というのは、取組み状況にお示ししています「わたしの提言箱（市役所1号・4号ロビー、各公民館、文化福祉会館に設置）」と「市長への提言箱（市ホームページからの入力）」を合わせて「市民の声」とし、提言の要旨と回答の要旨を市ホームページに公表しています。なお、この「市民の声」ですが、提出時に公表を了承するか、しないかを提出者が選択するようになっており、今回お示ししているものは、平成25年度から平成28年度に回答したもののうち、公表を了承するとされたものです。

平成25年度から平成27年度までの提言については、件名と簡単な取組み状況、検証状況について記載し、提言の要旨と回答の要旨は省略しています。また、平成28年度の公表分は提言と回答の要旨をそれぞれ抜粋し、記載しています。

この中から、実際政策に反映されたものの件数ですが、実現に時間を要するものや、市以外の管轄の事業に対する提言もあり、資料のとおり、すぐに政策に取り入れますといった趣旨の回答はありません。

ただし、回答として「今後検討します」とした場合には、原則として毎年検証を行い、その検証結果についても公表することとしています。

提言のほかに、陳情・要望等もありますが、これらは政策に反映というよりは草刈や側溝の溝蓋をかけて欲しいなどの要望が多く、対応した案件についても道路や河川改修などが大半となっています。

また、資料では平成28年度の陳情・要望が82件とありますが、これは82の団体や個人からの陳情・要望に回答を行なったということであり、1件の中に複数の陳情・要望があることも少なくありません。そのため、82の団体・個人に対し、各担当部署からは140件の回答を行なっていました。このうち、陳情・要望を受けて事業を実施した件数は16件、陳情・要望に関わらず事業を実施した件数は41件となっています。

○委員長

追加資料について説明いただきましたが、質問、意見等ありませんか。

意見なし

では、本日の議事に移ります。今回は第8章から最後までを検証する予定となっていますので、前回に引き続き、闊達な議論をいただければと思います。資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第8章「財政」について説明します。

第8章について第3回会議資料（No.1）に基づき説明

○委員長

第8章について質問、意見等ありましたらお願いします。

○A委員

行政経営改革として公共施設マネジメントを行なっておられますが、これは第24条2項の取組みになるのではないのでしょうか。総務課財産管理室だけではなく、全庁的には他にも取組みがあるのではないのでしょうか。

○事務局

公共施設マネジメントについては、公共施設全般について老朽化が深刻な状況を迎えるに当たって、市民サービスを維持しつつ管理していくため、これからしっかりとマネジメントをしていくということです。そういった意味では、第25条第1項に記載のある固定資産台帳の整備などを通じて、減価償却や老朽化等、資産状況を把握し、企業会計と同じような複式仕分けをして財務諸表を整理し、公共施設のマネジメントにいかそうということで、準備を進めているところです。

○委員長

公有財産の管理や財政運営ということになると、非常に広い範囲になりますが、公共施設をどのように管理・運営されているかというところは市民にとって身近に感じられる部分だと思います。場合によっては条文を検討する際にそういった視点が現れるような書き方というものもあるのかもしれませんが。

その他、質問、意見等ありませんか。

意見なし

では、続いて第9章について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第9章「参画及び協働の推進」について説明します。

第9章について第3回会議資料（No.1）及び第2回会議資料（No.2）に基づき説明

ここで、山野委員から第30条第2項の取組みに記載のある「指定管理に市民活動団体と市民のマッチングに関する業務を追加（H29～）※市とセンターが協働で実施する」について、指定管理業務に追加された経緯について、簡単に紹介してほしいとの依頼がありましたので説明いたします。

これは、地域協働支援センターの指定管理者である市民活動さぽーとねっとが市民活動団体に対して行ったアンケートの結果等から市民活動団体においては後継者確保や若手育成が課題であること、また、防府市参画及び協働の推進に関する協議会において人材発掘の必要性を指摘されていることなどから、市民活動の裾野の拡大や団体の基盤強化のための取り組みとして平成29年度からの指定管理業務に追加したものです。

具体的な手法については、まだ研究段階ですが、市と地域協働支援センターが協力して取り組んでいくということで、協定書にもあえて「協働で実施する」と記載しています。

○委員長

質問、意見等ありましたらお願いします。

○B委員

第29条第2項について質問します。東洋大学法学部教授の沼田良教授、同大学院生安藤愛氏が執筆された「自治基本条例の現段階と可能性」という論文がインターネットで参照できます。この論文では、全国の自治基本条例314条例を10の評価基準で「◎」、「○」、「△」、「-（記述なし）」の4段階で評価を行い、分析されています。防府市は、◎が3つ、○が6つ、△が0、-が1つという結果になっています。しかし、これは執筆者のミスと思いますが△が1つあり、その項目が第29条の住民投票に関する記述です。住民投票に関する記述のある条例が314条例中274条例、約87%あり、常設型（住民投票に関する条例が常設されているタイプ）が△という評価で、防府市は○がついていますが、常設型なので△が正しいと思われれます。△の評価がついた条例は防府市を含めて27条例、約10%に留まっています。○がついている条例は個別条例型（議会が関与して、その都度個別に住民投票条例などを制定するタイプ）をとっています。◎がどのような条例なのかについては論文中に示されていないので分かりません。そこで質問なのですが、自治基本条例が施行されて7年、住民投票条例が施行されて10年が経ちますが、住民投票の実施はありません。常設型にする必要はないのではないかと私は思うのですが、どのようにお考えですか。また、常設型ですから議会の関与なしに住民投票が実施できるわけですが、それに要する経費は当初予算に計上されているのでしょうか。

○事務局

常設型と個別条例型についてはそれぞれメリット、デメリットがあると一般的に示されていますので、どちらが良いかということについてはこの場での回答は控えますが、意見としていただきたいと思いま

す。経費の確保については、住民投票の実施を予期することが出来ませんので、当初予算での計上は行なっていません。

○B委員

予算に計上されていないということですが、住民投票を実施するとなったときの予算はどこから捻出するのでしょうか。

○事務局

通常の予算手続きと同様、議会に補正予算を上程し、対応することになろうかと思えます。

○B委員

常設型でありながら議会が関与することになり、整合性が取れていないように思いますので、庁内で議論し、整合性のとれたものにしていただきたいと要望しておきます。

○委員長

1つの検討項目ということですね。

○A委員

第28条の審議会等の運営についてですが、条文に「委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。」とありますが、参画及び協働の推進に関する条例には第14条第2項に公募委員の選任について「男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況等に留意し、市民等の多様な意見が反映されるよう努める」と記載があるのみで、各種団体については規定がありません。色々な審議会に出てみても、団体代表が固定化しているように思えます。そこで、自治基本条例の中に委員構成について記載することで、より具体的になり、審議会等の役割が発揮できるのではないのでしょうか。

○事務局

条文の記載そのものを変更し、より実効性のあるものにするべきという意見でよろしいですか。

○A委員

はい。公募委員については細かい規定がありますが、団体代表については団体におまかせで委員に選任されていて、そういった委員が必ずしも機能しているとは言い切れない面も伺えます。ですから、公募委員との差をつけずに、審議会等の機能が十分に発揮できるような委員構成とするための規定を入れておいたほうが良いという意見です。

○委員長

次回以降、条文に関する検討を行う上での俎上にのせていければと思います。

〇〇委員

第30条第2項「地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。」とあり、前回の協議会でも要望のあったところですが、時代にふさわしい、時代を先取りするような条文にするような取組みをする必要があるのではないのでしょうか。ここでいう「地域コミュニティ」とは、おそらく自治体を指していると思います。自治会は市内に254自治会ありますが、大きい自治会や小さい自治会、人材が多く、活発に活動できる自治会、そうではない自治会があります。そこで、山口市や下関市ではまちづくり協議会というものを立ち上げて、地域全体で人材を登用してカバーしておられます。

地域コミュニティについては、防府市内では華城に作っておられますが、それ以外にもふさわしい活動をしておられるところはあるものの、地域コミュニティセンターをもっているところはないと思います。これからは、地域コミュニティセンターを育成する、そのために行政が取り組むということを経文の中で「地域コミュニティセンターを育成」あるいは「(地域コミュニティセンターを)強化」ということをうたうことを考えて良いのではないかと思います。第30条2項はそのまま良いのですが、加えて「地域コミュニティセンター」について規定してはいかがでしょうか。例えば公民館は生涯学習の拠点となっていますが、地域の需要と供給にマッチしていないところがあれば、地域コミュニティの拠点にするなど、検討していただきたいと思います。

〇副委員長

地域コミュニティセンターについては賛成ですが、公民館を地域コミュニティセンターに置き換えるという意見については賛成しません。

1965年来、生涯学習ということが言われてきて、実際に我々の行動を見ると、「学ぶ」ということから始まっています。そして、学びは学びで終わらず、活動に発展するわけです。その活動をしていく中でまた学ばなくてははいけない。そうした螺旋を描きながら、次第に活動が進んでいく、その拠点となるものが地域では公民館です。公民館のあり方そのものがそのあたりをきちんと考えて、課題を解決するように進んでいるかということ、必ずしもそれが出来ているとはいえません。しかし、公民館はそちらのことを進展させていく、それによって地域の自主的な活動も盛んになる。しかも、ただ盛んにするのではなく、発展させていく。その拠点としてあるもので、地域コミュニティセンターと2つあっても良いもので、どちらも大切なものだと思います。

もう1点、自治基本条例、参画及び協働に関する条例が制定されてからの私自身の体験なのですが、私は「陽だまりネット防府」という子育て支援のグループを作っています。このグループをつくったときは、市内にどんな団体があって、どんな活動をしているのか全く分からないという状況だったので、お互いに繋がりあいたいということで活動し、今は30団体くらいがそれとなく繋がり、ネットワークが出来つつあります。他市を見たときには、行政が後押ししながらネットワークをつくって、活動が進んでいるところが複数あります。一番近いところでは周南市です。周南市の手法も教えていただき、ネットワークをつくり、お互いに情報交換しながら活動していくと、相乗効果で活動は2倍にも3倍にもなっていきます。行政の方でも、ファシリテーターの育成を始めるということで、これは大変良いことだと思います。市民活動については行政の窓口、あるいは個人によって、全く認知度が違います。実は、思いがけず約30団体のネットワーク会議が開けたのは、ある時期の子育て支援課の課長の発案で

した。これが開催できたのが約4年前のことです。それから、ただ顔を合わせただけではネットワークにはなりませんから、次は学ぶこと、情報交換すること、交流することをしていこうということで、今年が3回目にあたります。このあたりで、会にもしっかりとした会則を作っていかなければいけないのですが、それには会費も必要になります。また、会の母体が様々なものですから、難しい問題があります。どこかにそれを相談したいと思っても、なかなかそれが出来そうにありません。協働事業提案制度についても、6月中が申請期間ということでしたので相談に行きましたが、規約のない団体は門前払いという印象を受けました。市民活動団体のほうもしっかり学んだり、考えたりしていかないといけないのですが、行政のほうも恐れずに手を握ってくださるような人がたくさん生まれてくるような、そういう人材育成が進んでいけば良いと思います。

○委員長

その他、質問、意見等ありますか。

第28条の審議会等の運営について、例えば公募委員のいる審議会等の割合の数値が示されていますが、審議会等の性質によって専門性が求められる場合等、ある程度まで上がったなら頭打ちになるような気がします。そのあたりのことも含めて、この数値はどのように見れば良いか、もし分かればお願いします。

○事務局

具体的に数値化することは難しいのですが、ご指摘の通り、公募に馴染まない審議会等もあります。毎年、公募委員の有無や会議の公開状況については調査を行い、適正運営に努めるよう指導を行なっています。公募委員のいる審議会等の割合については、かなり増えてきているという実感があります。

○A委員

審議会の数は、いくつくらいあるのでしょうか。

○事務局

平成28年度末時点では85の審議会等があります。このうち、公募委員のいる審議会等の数が27ということになります。なお、この85件の中には、平成28年度中に会議を開催していない審議会等も含まれます。

○委員長

審議会等のリストは市HPなどで確認できますか。

○事務局

公開しています。

○A委員

一覧表になっていますか。

○事務局

会議の公開状況や女性委員、公募委員の在籍状況などと併せて、一覧表が掲載されています。
（「審議会等の情報」に掲載されている「審議会等の運営状況」人数分を印刷、配付）

○A委員

どのような名称で公開されていますか。

○事務局

「審議会等の情報」というタイトルで公開されています。

○委員長

その他、質問、意見等ありますか。個別条例と自治基本条例の関係についても協議できればと思いますが、ここまでの内容についてはまた時間を取ることで、第10章について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第10章「その他」について説明します。

第10章について第3回会議資料（No.1）に基づき説明

○委員長

第10章について説明いただきました。項目自体は多くないようですが、主に第10章、第8章や第9章を含めても結構ですので、意見がありましたらお願いします。

○副委員長

公民館の件について、他市では地域交流センターというものに置き換わっているところもあります。しかし、公民館には学ばなければいけないこと、要求課題を学ぶ拠点という、社会教育の拠点としての意味づけもあります。そういう意味で、防府市にまだ公民館があることは良いことだと思っていますので、先ほどは厳しい言い方になってしまいました。地域の交流、地域の活性化の拠点が欲しいということについては全面的に賛成するところだということを申し上げておきます。

もう1点、参画協働というものは、一步一步、色々な角度から進めていかなければ難しいものだと思います。先ほどから取組みを聞かせていただいていると、少しずつ進めてきているようですから、それを出来るだけ急いでいただきたいと思います。市民のほうも本気になってやろうとしているところもありますので、引き続きよろしくをお願いします。

○C委員

私も公民館を全て置き換えるという意味で申し上げたのではなく、防府市全体の15ある公民館活動を見ていただければ分かるかと思いますが、公民館では様々な活動を活発に行なっておられます。それは生涯学習として非常に良いことだと思いますが、一方で、行動を起こさなければ地域は変わらないという面もあります。そういう意味で、学校区単位なら学校区単位でのコミュニティ作りというような行動が起きていかなければいけない、行動が起きていけば生涯学習も盛んになる、生涯学習が盛んになれば行動も盛んになるという、車の両輪のようなものだと思います。今、壁にぶつかっている地域もあるように伺っていますので、新しい時代の参画協働のあり方として、市の財政に余裕があれば別個に地域交流センターというものを作っていただければベストではありますが、それが難しい場合についても様々な視点で検討していただきたいという意味で申し上げたところです。

もう1点、第31条第2項の取組みについて質問します。

まず、「中心都市（山口・宇部）」という記載がありますが、これはどういった意味で中心都市とされているのでしょうか。また、6市1町の事務局は山口か宇部にあるのでしょうか。防府市としての取組み、対応はどのようになっていますか。

○事務局

概略を説明しますと、山口県央連携都市圏域形成に係る協定については、中心都市と近隣自治体で防災や観光等、様々な分野について連携して取り組むことで国からの財政措置があり、協約を結んだ都市同士で使いあえるということになります。

「中心都市」の定義については、人口の大小や昼夜の人口割合、就業者数及び通学者数等を基に国が基準を示しており、その内容に従うものです。防府市では、山口市と防府市、宇部市と防府市というように、それぞれと協約を結んでいます。また、6市1町という枠組みや中心都市と近隣自治体という表現から誤解がないよう補足すると、これらの枠組みや協約は合併等の話とは全く無関係のものです。

○C委員

地理的には山口、防府、宇部が中心に来ると思うのですが、中心都市の概念というのは変えることができるのですか。

○事務局

国で基準が定めてあり、各々の自治体で変更することはできません。

○C委員

具体的な対応はどこが担当していますか。

○事務局

総合政策課が担当しています。

○B委員

先ほど申し上げた論文で、防府市は「一」が1つあると話しましたが、それは「自治体の基本権」の項目です。第31条第1項の「国及び山口県との対等な関係の下で」というところが、若干これに当たるのかとも思うのですが、筆者の評価では記述はないという評価になっています。ちなみに、◎の福島県矢祭町では、前文でこれを掲げているのでご紹介します。

「矢祭町は、平成13年10月31日、平成の大合併の波が押し寄せる前夜、全国に先駆けて「市町村合併しない矢祭町宣言」を行った。これは、矢祭町民の郷土を愛し守ろうとする強い意志の顕示である。私達は、先人から受け継いだ郷土矢祭町を将来にわたって、子々孫々に引継ぎ、真に人間らしい生活を享受できる郷土を築くために、法令を以って命令されない限り合併をせず、自主独立の道を歩むものである。ここに、矢祭町の基本的自治権を遵守するとともに、これからの矢祭町を創造するための理念及び運営の基本を明らかにし、もって町民の福利の向上を寄与するためにこの条例を制定する。」

このような前文を設け、この論文では◎の評価を受けておられます。こうした内容の有無は、法律の専門家から見ると大きく違うのではないかと思います。そこで要望ですが、(防府市の)前文に入れるか入れないかは別にして、専門家から見ても高い評価をいただけるような条例になるよう、庁内で十分な検討、協議をお願いします。

○委員長

福島県矢祭町は図書館なども市民総出で作られるなど、(参画協働の分野では)全国でも特別な自治体の1つです。防府市ならできるかもしれませんが、(一般的な話として)その真似が出来るかという点と難しいのかもしれませんが。

○A委員

第14条「市長等の組織」で「社会経済情勢の変化に適切に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。」とあります。ここでは組織について規定されていますが、条例や規程について、社会情勢に合っていないものもあるように思います。そういったものの見直しについても、自治基本条例の中に規定してはいかがでしょうか。1つ例を挙げますと、「老人憩の家設置及び管理条例」(昭和55年12月26日制定)というものがありますが、この条例では、使用者の資格は60歳以上とされています。いまや、老人という言葉も高齢者に置き換わっていますし、事業内容も時代に即していないように感じます。(60歳以上の方も)まだまだ地域の中で活躍していただくよう、地域の交流拠点としての活用もありうると思います。

○委員長

条文に関する意見ですね。その他、質問、意見等ありますか。

○D委員

参画協働についての市民意識は上がってきているものの、まだまだ十分に認知されているとは言えません。大変なことではありますが、意見を言えば取り入れられるという取組みを進めていくことで、市民の意識を高めていくことが出来ると思いますので、そういった取組みについて検討いただきたいと感じ

じています。

○委員長

その他、全体を通して、お気付きの点等ありましたらお願いします。

○C委員

総務課広報室で市広報に関するアンケートを取っておられますが、アンケート結果の公表はできないのでしょうか。

○事務局

公表の予定については把握しておりませんので、担当課に確認します。

(会議終了後、総務課広報室に確認。準備が整い次第、結果を集計したものを自治会長へお渡しする。)

○A委員

公表に関連して、審議会等の公募委員について、何人が応募して何人が委員になったというようなことは公表できないのでしょうか。市広報などで募集がありますが、自分が応募してなれるのかどうか、考える材料になります。また、報酬の金額が載っているものもあれば載っていないものもあります。そのあたりも明示していくことはできるのでしょうか。

○事務局

(審議会等の運営に関する) 所管課として、公表の仕方等について検討します。

○A委員

応募数について尋ねても、課によって対応が分かれています。統一的な対応を決めて、可能な範囲で情報を出せば、応募してみようという人も増えると思います。難しい小論文を書いて、選任されるかどうか分からない、委員になってどのようなメリットがあるか分からないのでは、中々応募は増えてこないのではないかと思います。

○事務局

現在、庁内向けの審議会等の設置運営に関する指針の見直し作業を行なっているところですので、参考にさせていただきます。

○C委員

条例の前文について気付きですが、『瀬戸内海と「母なる川」佐波川』という表現があります。『「母なる川」佐波川』という表現が出てくれば、『「父なる山」右田ヶ岳』と出てきても良いのではないのでしょうか。右田ヶ岳は防府の歴史よりももっと古くから、佐波川とともにこの地にあり、その恩恵を受けてまちづくりができるわけですから、『「父なる山」右田ヶ岳』と入れれば非常に(地域の方々には)喜ぶのではないかと思います。

○委員長

前文も含めて、条文を検討できれば良いと思います。その他、意見等ありますか。

では、今回の検証についてはここまでとします。次回以降は、事務局で今回までに出た意見等をまとめて、資料として協議会の場に出していただき、条文の検討に移っていきたいと思います。どのように進めていくかについては、事務局と委員の皆様の意見を調整しながら行なっていくこととなります。他市の条例で防府市の構成と違う項目であるとか、他市ではこの項目についてはこのように記載しているなど、たたき台として参考になるような資料についても用意していただきたいと思います。進め方等についてもし意見がありましたら、適時事務局までお知らせいただければと思います。

本日の会議はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

日程 : 7月21日(金)午後6時30分から
場所 : 決定次第、別途通知
会議録 : 委員による内容確認の後、市HPで公表